

2026年の通商アジェンダ

続く流動的な米国通商環境

丸紅米国会社ワシントン事務所

シニアマネージャー（マクロ経済・通商・産業担当）阿部 賢介

abe-k@marubeni.com

- 2026年はUSMCAの共同レビュー、232条関税の追加、米中関係が通商面では注目ポイント。
- USMCA共同レビューは原産地規則の変更や投資・貿易規制制度の連携をともなう改定となるか。トランプ政権が正式に延長に合意するかは不透明。232条関税は新たな品目追加以外に、関税発動済みの品目でも、対象拡大や税率引き上げの可能性が高い。米中関係は通商面だけではなく地政学的要素も絡んで、複雑な交渉に。
- 米国の流動的な通商環境は2026年以降も続く。ポスト・トランプもこの潮流が続くのかどうかの経営判断材料を2026年に収集しておくべき。

はじめに

2025年は世界各国がトランプ関税に振り回された一年となった。政権発足後間もない2月上旬、中国、カナダ、メキシコに対し国際経済緊急権限法（IIEPA）に基づきフェンタニル関税を課して以降、4月の相互関税とその後展開される各国との貿易協議、中国との我慢比べのような関税/輸出規制合戦、次々と対象が拡大していくセクター別の通商拡大法232条による関税など、矢継ぎ早に関税政策を押し進めてきた。ただ年後半になると、主要貿易相手国との通商交渉が一段落し、10月末には第2次トランプ政権では初めての対面での米中首脳会談を経て、1年間の高関税や厳しい輸出規制などの停止に合意した事で、通商分野は落ち着いたように見受けられる。

しかし2026年の日程をみてみると、2025年同様、通商分野で大きな混乱が待ち構えている可能性は小さくないように考えられる。それに備えるためにも、今のうちから何が起こりそうなのか、しっかりと把握しておきたい。

1. 2026年の日程

まずは現時点で把握し得る2026年の通商関連の日程を概観してみる（図表1）。年前半までにはIIEPAに依拠したフェンタニル関税と相互関税に関する連邦最高裁判所の判断が下される予定だ。判決次第では、トランプ政権は関税政策の修正や関税の還付を強いられる可能性がある。また2025年に打ち出した232条関税の多くが年前半に調査期限を迎える。ただ同調査は期限一杯まで行われるとは限らず、また調査内容が公表されるとも限らないため、必ずしも232条関税の発動が2026年前半に集中するという訳ではない。2月には米中間で戦略核兵器の削減を取り決めた新START条約が失効する他、もしウクライナ停戦が実現しなければ月末には開戦から4年を迎える。これライメントで米中間の関係が緊張化した場合、ロシア原油の輸入を続ける国などに対し、再度二次制裁を仄めかす可能性が出てくる。4月にはトランプ大統領が国賓として訪中する予定だが、実現するかどうか、もし実現した場合、米中間でどのようなディールが行われるか注目される。

そして7月1日には米・カナダ・メキシコ貿易協定（USMCA）の合同レビューが行われる。サッカーのワールドカップと同じ3カ国が共催しているなかでのレビューとなる予定だ。秋以降になると外交の季節を迎える、APECやG20で米中を始めとする主要国のリーダーが会談を行う機会が増える。また中国の習国家主席が訪米するかどうかも注目される。11月には米国の中間選挙を控えており、

通商政策でさらに強硬的な姿勢を取り成果としてアピールするのか、もしくは物価問題に対応するために、さらなる関税の引き上げは行わず、一部関税の引き下げに踏み切るのか。トランプ政権は重要な判断を迫られるだろう。

以下それぞれのトピックについて詳述していく。

図表1：2026年の主要日程

	通商関連	その他
26年前半まで？	IIEPAによる関税を巡る最高裁判決	
25年12月	医薬品、半導体/半導体装置に対する232条調査報告期限(27日)	
26年1月	一部家具の税率引き上げ(1日) USMCA見直しに関するUSTRから米議会への報告期限(2日) USMCAにおける自動車/自動車部品に関する規則運用に関するパブコメ締切(7日) 航空機に対する232条調査報告期限(26日)	ダボス会議(19~23日)
2月		米口新戦略兵器削減条約(新START)失効(5日) ウクライナ戦争開始から4年(24日)
3月	ポリシリコン製品、ドローンに対する232条調査期限(28日)	
4月		トランプ大統領訪中
5月	風力タービンに対する232条調査期限(10日) 医療用具、ロボット/工作機械に対する232条調査期限(30日)	
6月	USMCA改善案の提出期限(1日) 銅精鉱への15%の232関税適用要否の報告期限(30日)	サッカーワールドカップ@米加墨(11日~7月19日) G7サミット@仏(14~16日)
7月	米加墨貿易協定(USMCA)合同レビュー(1日) ブラジルに対する301条調査報告期限(15日)	米国建国250周年(4日) 北大西洋条約(NATO)サミット@トルコ(7~8日)
9月		上海協力機構(SCO)サミット@キルギス
秋		習国家主席訪米
10月	木材への税率引き上げ(現行10%)検討の報告期限(1日)	国慶節(中国1日、台湾10日)
11月	米中各輸出規制等の一時停止期限(10日)	米中間選挙(3日) アジア太平洋協力会議(APEC)サミット@中国(18~19日) 台湾統一地方選挙(28日) 中国中央経済工作会议
12月		G20サミット@米(14~15日)

出所：各種報道などよりワシントン事務所作成

2. 曖昧なUSMCA共同レビューのプロセスと米国の狙い

上記の中でも確実に行われるのがUSMCAの共同レビューであり、米加墨三国は既に共同レビューに向けた国内手続きを開始している。米国ではパブリックコメントが募集され、3日間にも及ぶ公聴会も2025年12月上旬に開催された。USMCAの共同レビューは2026年の通商政策において最も重要なイベントとも言えるだろう。しかしそのプロセス自体や見通しは非常に不透明であり、どのような結果になるのか、予見するのが難しい。

共同レビューを定めている [USMCA協定書](#)の条項34.7では、まず第1号に「以下第2~6項で定

める手続きに則り、各締約国が新たに 16 年間の継続を望む事を確認しない限り、発効から 16 年で失効する」とある。そして第 2 号では「発効から 6 年目の日に自由貿易委員会（閣僚級で構成される、USMCA の運営上の意思決定及び監督機関である Free Trade Commission、以下 FTC）は、『共同レビュー』を行うために会合を開催し、締約国から提出された行動のための提言をレビューし、適切な行動を決定する」となっている。USMCA は 2020 年 7 月 1 日に発効したため、共同レビュー日は 2026 年 7 月 1 日であり、提言の提出期限はその 1 か月前に 6 月 1 日になる。第 3 号以下で、共同レビューを経て、さらに 16 年間の延長を希望する締約国は、書面でその意思を確認し、全ての締約国の延長希望の意思が確認されれば、USMCA はさらに 16 年間延長される、と定めている。もし共同レビューの一部として、延長希望の意思を確認しない締約国がいれば、FTC はその後毎年共同レビューを行い、失効までの何れかのタイミングで、全ての締約国が継続を確認すれば、そこからさらに 16 年間延長されることになる。

まず曖昧なのが、締約国が継続の意思を確認する期限が、いつまでなのかが明確になっていない事だ。2026 年 7 月 1 日に FTC が会合を開催することは定められているものの、それまでに意思を確認する必要があるのか¹、もしくは同日が実質の交渉開始日なのかが分からぬ。ワシントン DC のシンクタンクでも、捉え方がやや異なっている²。何れの機関も、いつまでに継続の意思を伝える必要があるかは明確にしていない。また協定書では、継続意思が確認されない場合、毎年共同レビューが行われるとなっているが、「共同レビュー」が都度どれ程の期間行われるかは決まっていない。極端に言えば、共同レビューは 2026 年 7 月 1 日から 2036 年 6 月 30 日まで続くということもあり得る。

もし共同レビューの結果、協定の一部を修正することで、継続に合意する場合、協定書自体は条項 34.3 に従い、書面での合意 60 日後に修正されることになるだろう。しかしその場合、米国内でどのような手続きになるかが不透明だ。米国内では、USMCA 批准のために USMCA 実施法が成立しているが、修正に関する規定はない。グリア USTR はワシントン DC で開催されたイベントで、最終的な合意内容を批准するため議会に提出するか、と問われ、「米国内法の改正が必要であれば、議会に諮らなければならないが、相互貿易協定のような状況で議会による変更が必要ない場合は、その必要はない」と回答している。政権が議会の承認を出来るだけ避けるのは常であり、トランプ政権も国内産業界の歓心を買う修正は加えたいものの、議会の承認は避けたいと考えるだろう。

では米国が共同レビューで成し遂げたいことはなんだろうか。USMCA 実施法は共同レビューに先駆け、USTR に対し産業界などに対するパブリックコメント(パブコメ)の実施や、共同レビューの方針などの議会報告を義務付けている。これに従い USTR は 2025 年 9 月よりパブコメを実施し 1,500 件超のコメントが寄せられた。また 12 月上旬には 3 日間にわたり 100 を超える団体、企業が証言を行った。これらで出された意見を基に、グリア USTR は 12 月中旬に通商を管轄する下院歳入委員会と上院財政委員会それぞれの公聴会で証言を行った。公聴会は非公開だが、同 USTR の冒頭証言のみが書面で公開されている³。これらから米国が改善を目指す点が浮かび上がってくる(図表 2)。

¹ カナダのカーニー首相は 2026 年 1 月に対米通商担当のラブラン大臣を米国に派遣し、共同レビューの作業を進めることを明らかにしている。

² 例えば議会調査局(CRS)は、2026 年 7 月 1 日に共同レビューが開始されると解説。戦略国際問題研究所(CSIS)も共同レビューが 2026 年 7 月に開始されると表現しているが、ブルッキングス研究所は、2026 年 7 月 1 日までにレビューを行い、その後に継続について合意しなければならないと解説している。

³ 一部の民主党議員は、USMCA 実施法で定めている議会への報告は書面で行われるべきだと主張しているが、グリア USTR は同法は書面での提出を求めていないと反論。代わりに冒頭証言を公開することを決めた。

図表2：想定されるUSMCA共同レビューでの主な論点（米国側視点）

原産地規則の厳格化
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車原産地規則の強化(原産地比率引き上げ、電気自動車に対応したコア部品の見直し、最低賃金規定の引き上げ、重要鉱物規定の新設など) ・鉄鋼／アルミニ製品の特定過程(溶解・注湯)の必須化、拡大。希少金属の原産地規則の導入。 ・米国産に限定した原産地比率の導入
経済安全保障上の制度連携
<ul style="list-style-type: none"> ・税関、輸出規制、投資審査における制度連携（中国など非経済型市場からの製造流入や技術流出の防止） ・重要鉱物に関する需給や価格安定のための国際商品協定やマーケットプレイス設立 ・強制労働による製品の輸入禁止 ・人工知能（AI）での連携強化
メキシコに対する要求
<ul style="list-style-type: none"> ・国有企業優遇や外国企業の差別的待遇の改善(エネルギー分野など) ・労働者の権利強化(USMCA成立を受けて設立された連邦調停・労働登録センターへの制裁権限を付与など) ・違法漁業取締、EUに対する食肉とチーズの優遇政策の変更、季節作物規制など
カナダに対する要求
<ul style="list-style-type: none"> ・乳製品市場の開放(関税割当制度の緩和)と同製品輸出の規制(補助金廃止など) ・デジタル規制緩和(Online Streaming法やOnline News法により、カナダ産コンテンツの扱いが強制されている) ・アルコール飲料販売規制、政府購買規制、電力卸売市場規制の緩和など

出所：パブコメ提出資料、公聴会、グリア USTR 議会証言冒頭資料などよりワシントン事務所作成

まず注目されるのは原産地規則の強化だ。現行のUSMCAでも自動車の原産地割合は、前身の北米自由貿易協定(NAFTA)の62.5%から75%へと引き上げられ、かつ賃金が最低\$16/時以上の労働者が生産した割合(労働価値比率)やコア部品を北米産に限定するなど原産地規則が強化されている。ただし米国労働団体などにとっては、米国への自動車産業回帰は不十分であり、さらなる原産地比率の引き上げや自動車の電動化に対応したコア部品の設定や原産地判定の厳格化、最低賃金基準の引き上げや米国産に特化した原産地基準の設定などを求めている。

次に注目されるのが、経済安全保障上の制度連携だ。特に中国など非市場型経済からの製品が米国の関税を迂回する形でメキシコなどから流入することが問題視されている。これを防止するため、通関や投資審査制度を連携させることが求められている。さらには逆に機微技術などが第三国に流出しないよう、輸出規制も同様に3か国で同じ水準にすることが望ましいと考えられている。また近年注目が集まるレアアースなどの重要鉱物のサプライチェーンを北米地域で確立させるため、需給や価格の安定化を目的とした国際商品協定締結や統合された取引市場の設立というアイディアも示されている。

他にもメキシコに対しては労働者の権利強化や国有企業に対する優遇政策の撤廃、カナダに対しては米加間で古くからある乳製品を巡る市場開放の問題や、デジタル分野での規制を巡る問題もある。もちろん、この他にもセクター別などで実に多くの改善点が各産業や企業から示されている。

グリア USTR は議会公聴会で、「多くのステークホルダーが、現行のまま延長し、理想よりはやや

劣る現状を維持することを望んでいるが、同時に認識している欠点に対処すべきとの要求も強い」とコメント。そもそもライトハイザー元通商代表（USTR）がUSMCA発効前に言及し、またグリア現USTRが今回の公聴会で言及している通り、従来の貿易協定が永続することを前提にしていたのに対し、USMCAは暫定のメカニズムを採用しており、常にこの貿易協定が必要かどうかを見直せることを前提としている（サンセット条項）。この点が前身の北米自由貿易協定（NAFTA）との一番大きな違いであり、USMCA成立に奔走したチームの一員として、グリアUSTRは首を長くしてこの機会を待っていたはずだ。つまり今回の共同レビューで、何も修正をしないまま延長に合意する可能性はほとんど皆無に近いと考えられる。

他方、USMCAの共同レビューの一環として3か国で議論されるかどうかは不明だが、USMCAと232条関税の関係についても注目される。第1次トランプ政権では、カナダとメキシコは232条の鉄鋼・アルミ関税は適用除外となっていた。第2次政権となり、両国は鉄鋼・アルミ関税の対象に含まれたうえに、自動車関税も発動された。日本や韓国、欧州が相互関税引き下げの交渉のなかで、自動車232条関税が25%から15%への引き下げに成功しているのに対し、カナダとメキシコはUSMCA適用車に対しては、米国産比率のみに対し、一部関税が免除されるだけの扱いに留まり、232条関税の25%は適用されたままだ。米国自動車メーカーからは公聴会などにおいて「日本は中国産部品を用いて、USMCA産よりも低い関税で米国に自動車を輸出している。USMCAの特恵が取り戻されるべきだ」との強い要望が出されている。鉄鋼やアルミ関税についても、カナダ、メキシコメーカーから各政府に、232条関税免除の要望が出ていることは想像に難くない。

上記はあくまでも実務面に沿った見通しだが、共同レビューが政治的な動きにも大きく影響されることは間違いない。カナダのオンタリオ州が2025年10月にトランプ政権の関税政策を揶揄する広告を出したことに対し、トランプ大統領がカナダとの交渉を打ち切り、追加関税賦課を脅したような事は、2026年も起こるだろう。既にUSMCA脱退や二国間での交渉、水条約での問題をきっかけとしたメキシコに対する追加関税の脅しがトランプ大統領から発せられている。カナダとメキシコに課せられている「フェンタニル関税」がIIEPAに基づいている事から、最高裁判所が2026年前半に出すと見られているIIEPAの判決も、米加墨間の交渉に影響を及ぼす可能性はある。以下で詳述する他の232条関税の動向も、既存の232条関税やUSMCAの交渉において、レバレッジと譲歩の両方のカードになりうるだろう。そして共和党が11月の中間選挙で上下両院での過半数を維持するためには、通商政策における強硬姿勢維持か、USMCA延長合意をきっかけとした232条関税の緩和など、実質的な関税引き下げによる輸入物価の押し下げか、どちらが得策なのかという計算も働くだろう。

想定し得るシナリオとしては、①USMCA延長合意せず、2027年に持ち越し、②USMCA延長合意せず、2国間協定に移行、③部分修正を行い、延長合意、④米国などが脱退、⑤現行のまま延長合意、などが考えられる。トランプ政権の優先順位が2029年までの任期を通じた加墨に対するレバレッジ維持という事であれば、①か②の可能性が高いだろう。それ以外では次の合同レビューは2032年となり、レバレッジを活かすチャンスを失う。ただ産業界からの修正要望も高いため、①と③の組み合わせとして、実務的に規定修正を行うものの、延長合意はしないという良いところ取りを米国が狙うかもしれない。もしUSMCAを改善させ、かつビジネス寄りの姿勢を見せることが優先するのであれば、③の結果になる可能性もある。②と④は実質的なUSMCA解消となり、市場へのインパクトは大きく、ベッセント財務長官などが阻止に動くだろう。⑤は既述の通り、USMCA最大の特徴であるサンセット条項を活かせないという点で、可能性は低いように思われる。

3. 多用される 232 条関税

国家安全保障への脅威を理由に、品目別ではあるが全世界に対して税率、期限の上限なく関税を課す権限を大統領に付与している通商拡大法 232 条は、トランプ政権のお気に入りだ。1 期目では 7 件の調査を完了⁴、うち鉄鋼、アルミに対し関税を発動した。2 期目では 1 期目に調査を完了していた自動車に対する関税を発動、さらにこれまで 12 件の調査を開始し、うち銅、木材、中・大型トラックの 3 件に関税を発動している（図表 3）。

図表 1 で示した通り、関税未発動の品目に関しては、年明け以降順次調査完了時期を迎える。通商拡大法 232 条では調査開始から 270 日以内に、商務省は大統領に調査結果を報告する事が課せられている。大統領は調査結果を受領後 90 日以内に対応の要否及びその内容を決定し、決定から 15 日以内に実施する事が求められている。つまり、この手続きに従えば春先頃から順次、これら品目に対する対応策の有無が判明する可能性がある⁵。それぞれの品目の関税分類番号が公表されていないので、正確な輸入額の算出は難しいが、医薬品や半導体、民間航空機（含部品）や医療用具、ロボット/工作機械は、派生品を含めればその影響は大きいだろう。米国と関税協議に合意した日本を含む一部の国は、特定の品目で追加関税が発動されても、低税率もしくは適用除外されることとなっているが⁶、それでも発動されれば、今よりも関税対象が拡大することになる。特に工作ロボット/機械は日本にとって主要な対米輸出品であり、日本経済への影響は小さくないだろう。

また既に発動済みの品目に関しても、木材（家具等）は既に税率引き上げ及び検討が予定されていたり、アルミ、鉄鋼に関しては定期的に対象を拡大する追加プロセスが実施されている。最高裁判所によって IEEPA による関税が違法と判断された場合、トランプ政権はさらに 232 条関税を多用するとも言われている。

USMCA の共同レビュー同様に、232 条関税を拡大または縮小するかどうかは、政治的判断によるところが大きいだろう。1 期目から発動し、特に自動車に関しては他国との交渉においてその効果が正面であったことが実証され、かつ法律的にも IEEPA のように疑義をかけられる事がない 232 条関税は、トランプ政権の通商政策の要のような位置づけになっており、今後も多用し続ける可能性が高いと思われる。

⁴ アルミ、鉄鋼、自動車及び同部品、ウラン、スピンジチタン、変圧器及び同部品、バナジウム。このうちバナジウムを除き、全て安全保障上の脅威になると認定。

⁵ ただし自動車に対する 232 条調査は 1 期目の 2019 年に完了したにも関わらず、関税発動は 2 期目の 2025 年 4 月と大幅に遅れた。これに対し、手続き不備により関税は無効だと訴えは起こされておらず、黙認されている状況。従い、1 期目で調査を完了した他の品目も、関税が即発動される可能性は拭えない。また 232 条の調査結果は、機密情報が含まれていない箇所は官報に公表することが義務付けられているが、銅、木材、中・大型トラックの調査報告は公表されていない。

⁶ 日本に対しては医薬品と半導体に関して、他国に賦課される税率を超えない範囲になることで合意。

図表 3：232 条関税一覧

品目	状況	概要
アルミニウム	発動済み	1期目は税率 10%、一部の国は適用除外としていたが、2期目では 50%に引き上げ、全ての国に適用、追加対象プロセスあり。英国は 25%に引き下げ
鉄鋼		1期目は税率 25%、一部の国は適用除外としていたが、2期目では 50%に引き上げ、全ての国に適用、追加対象プロセスあり。英国は 25%に引き下げ
自動車		1期目に調査を完了、2期目で 25%の関税を発動。貿易協定を締結した EU、日本、韓国は 15%に引き下げ。英国には 10%の低率税枠を設定。USMCA 適用車には米国産部材分を免税等の措置、米国で最終組み立てを行なうメーカーに対しても一部軽減措置
銅		銅の半製品及び派生品に 50%課税。輸入量が多い銅精錬等は現時点で除外
木材(家具等)		10~25%の課税。2026 年より税率引き上げ(日、英、EU は一部除外)
中・大型トラック		中・大型トラック及び同部品に 25%、バスは 10%。USMCA 適用車及び米国内最終組み立てメーカーには自動車と同様の扱い
重要鉱物	調査完了？	25 年 4 月 22 日に調査開始。法律上は 270 日(26 年 1 月 20 日まで)の調査期間だが、大統領令では 180 日以内(25 年 10 月 22 日)の完了を商務省に義務付け
医薬品		25 年 9 月にトランプ大統領が一部医薬品に 100%の追加関税を 10 月より賦課すると公表。法的根拠は示されず。その後医薬品メーカーとの交渉のために追加関税賦課を延期すると発表
半導体		トランプ大統領は一時 100%超の追加関税率に言及するも、未発動
民間航空機及び部品	調査中？	
ポリシリコン		
ドローン		
風力タービン		
医療用具		
ロボット/工作機械		

出所：ホワイトハウス公表資料、官報などよりワシントン事務所作成

4. 米中の 1 年間の停戦

トランプ政権の通商政策のなかで特に複雑な問題は中国であろう。中国は 2000 年に日本を抜いてから今まで四半世紀にかけて米国にとっての最大の財貿易赤字相手国である。また一時期はカナダやメキシコを抜いて最大の貿易相手国でもあった。そして 1 期目で自ら位置付けたように、最大の戦略的競争相手でもある。ウクライナとロシアの戦争、台湾問題、2 期目で最重要地域とした西半球地域（北南米州）、何れの地域でも地政学的に中国との対立及び関与が避けられない。トランプ大統領が 1 期目と 2 期目の貿易戦争を通じて学んだことが、中国との問題は単に通商上のものではなく多方面にわたり、関税だけでは太刀打ちできない相手だ、という事ではないだろうか。そう考えると、2025 年上半期の激しい関税合戦から、下半期での一時休戦への急展開は納得できる。

では 2026 年の米中関係はどのようになるだろう。図表 1 の通りトランプ大統領は 4 月に中国を公式訪問し、また秋に習国家主席が米国を訪問する予定となっている。それらとは別に、中国が 11

月に深センで APEC 首脳会議を、米国が 12 月にフロリダで G20 首脳会議を開催予定だ。これら 4 回の首脳会談の機会をどれほど活かせるか、もしくは反対に会談を実現させることができず、二国間の関係の歪みが露見するかが重要な点になってきそそうだ。一見、米中首脳がお互いの国で年に 4 度も会談する機会があるように思えるが、決して容易に実現することではないだろう。国際会議の場での二国間会談は別にして、相互訪問する場合、通常何かしらの手土産や合意が必要となるが、現在の米中間で 1 年間に 2 度の会談に間に合わせる合意事項が形成できるかは疑問だ。そもそもこの時点で、来年秋までの外訪を発表するのは異例なのだが、それほど米側は中国との関係が極端にこじれないように気を使っているのかもしれない。また 11 月の APEC 首脳会談に出席しなかつた場合、習国家主席の面子を潰すことになるため、トランプ大統領は米首脳として初めて中国を同暦年に 2 度訪問する大統領となる可能性がある。それ自体が習国家主席にとっての手土産になるといつてもいい。

他方、中国側は現時点で首脳間の相互訪問について公式発表は行っていない。直前まで米国側から最大限の譲歩を引き出そうとしているのだろう。特に前回 2025 年 11 月の米中首脳電話会談において、習国家主席が中国及び戦後国際秩序における「台湾の統一」の重要性を説明したのに対し、米国は公式に何ら回答していない。それどころか、米中間で合意された高関税や輸出規制などの一時停止が双方に履行された 11 月 10 日以降、第 2 次トランプ政権として初めて台湾への武器売却を認め、最近になっても売却を加速させている。また議会でも台湾に親和的な法案が成立しており、中国の神経を逆撫でしている。また、トランプ大統領が「就任 1 日目で終わらせる」としたウクライナ戦争は依然続いている、停戦仲介は難航している。2026 年 2 月には米中間の新 START 條約が失効し、同戦争が始まって 4 年目を迎えるのにあわせ、ウクライナを巡る米中間の駆け引きは一層加熱するだろう。もし春までに停戦の目途が立たない場合、米側は訪中に合わせて中国側に何らかの働きかけを要請する可能性がある。4 月のトランプ大統領訪中だけで言えば、通商問題よりも地政学的問題が焦点になる可能性が高い。中国が台湾問題についてどのような要請を米側に持ち掛けるか、またウクライナ停戦に向け米国の仲介にどこまで寄り添うのか、といった点が 4 月のトランプ大統領訪中実現を左右するだろう。万が一春の訪中が実現しなかった場合、その後の米中関係は再度緊張関係に戻る可能性もある。

春の訪中が実現したとしても、秋の習国家主席訪米も簡単ではないだろう。11 月の外交日程や米中間選挙を考えると、時期は 8~10 月の間になりそうだが、それまでに 2026 年 11 月 10 日までとしていたお互いの高関税や輸出規制の暫定停止をどうするかについて合意する必要がある。それまでに中国がレアアース輸出や大豆購入といった合意事項を遵守しているか、米国側も半導体の輸出規制やあからさまな中国排除の経済政策や外交政策をとっていないかなどが焦点になる。またそれまでに台湾総統が米国経由の中南米歴訪を計画⁷した場合、米国がどのような対応を取るかも注目だ。中間選挙を前に、トランプ大統領が習国家主席を迎えて、外交や通商分野で実績を誇りたいという気持ちはあるだろうが、それを見据えて中国側がどこまで強硬に出てくるだろうか。2026 年も米中関係から目が離せない。

⁷ 台湾の林佳龍外交部長（大臣）は 2025 年 12 月の [メディアインタビュー](#) で、米国経由の問題は解決されつつあるとの自信を示している。

5. 関税合意した国も気が抜けない

上述した点以外にも、通商面では課題がまだある。既に米国と関税合意に達した日本、韓国、EU は、合意事項の遵守が求められる。特に米投資は金額のハードルが基より高い。各国がどのようにして金額以上の価値を訴求できるかが鍵となるだろう。また英国は、鉄鋼製品関税を現行の 25%から無税枠割当制度への移行を求めており、いまだ実現していない。EU も鉄鋼、アルミ製品のサプライチェーンについて米国と協議を行っていくとしているが、それらと関税が関連するのかは分からぬ。通商合意に至っていないインドやブラジル、インドネシアなどの各国との協議も継続されていくだろう。

このような流動的な米国の通商環境は 2026 年だけではなく、27 年、28 年も続いていくことを、企業は覚悟する必要がある。そして 29 年以降も共和党政権であろうが民主党政権であろうが、こうした潮流が継続していくことを、中長期計画に織り込むかどうかの経営判断が迫られる。2026 年は USMCA 共同レビューなどの結果をみながら、こうした経営判断の材料を集める年になりそうだ。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Avenue, N.W. Suite 375, Washington, D.C. 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベネズエラ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。